

**香川県中山間地域等直接支払制度
～令和 7 年度実績～
(第6期対策初年度)**

**令 和 8 年 7 月
香 川 県 農 村 整 備 課**

農業生産条件の不利な中山間地域等において、高齢化等による
荒廃農地の発生防止や多面的機能の維持・確保を図るため、集落等
を単位に協定（取り決め）を締結し、それにしたがって農業生産活
動等を行う場合に交付金を交付する制度。

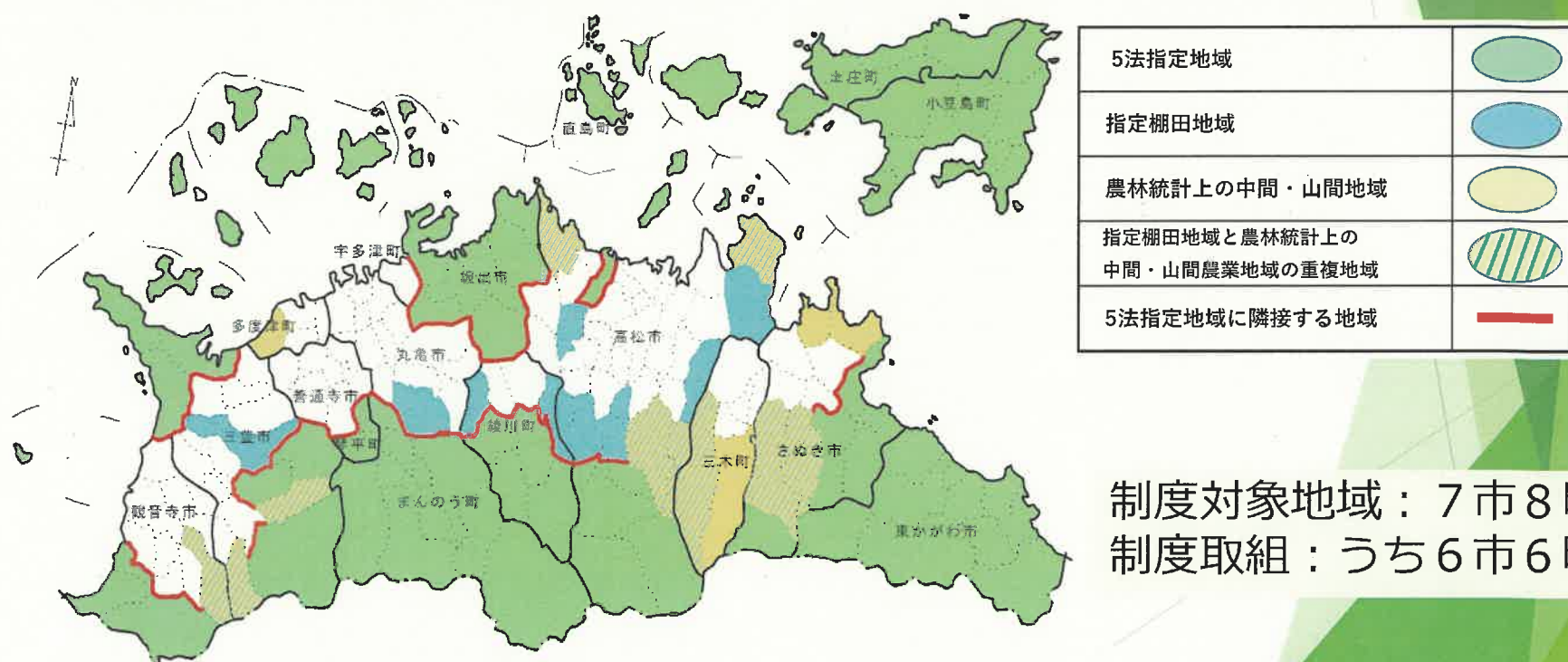
◇農業の多面的機能の貨幣評価の試算結果

機能の種類	評価額	評価方法
①洪水防止機能	3兆4,988億円/年	水田及び畑の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価（代替法）
②河川流況安定機能	1兆4,633億円/年	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元する能力を、利水ダムの減価償却費及び年間維持費及び年間維持費により評価（代替法）
③地下水涵養機能	537億円/年	水田の地下水涵養量を、水価割安額（地下水と上水道との利用料の差額）により評価（直接法）
④土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を、砂防ダムの建設費により評価（代替法）
⑤土砂崩壊防止機能	4,782億円/年	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価（直接法）
⑥有機性廃棄物分解機能	123億円/年	都市ゴミ、くみ取りし尿、浄化槽汚泥、下水汚泥の農地還元分を最終処分場を建設して最終処分した場合の費用により評価（代替法）
⑦気候緩和機能	87億円/年	水田によって1.3℃の気温が低下すると仮定し、夏季に一般的に冷房を使用する地域で、近隣に水田がある世帯の冷房料金の節減額により評価（直接法）
⑧保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円/年	家計調査のなかから、市部に居住する世帯の国内旅行関連の支出項目から、農村地域への旅行に対する支出額を推定（家計支出）

「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）
日本学術会議（平成13年11月）より抜粋

1 対象となる地域

- (1) 通常地域：「特定農山村法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の5法指定地域
+ 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域における保全を図る棚田等
- (2) 特認地域：県知事が指定する地域
(農林統計上の中山間地域、5法指定地域に地理的に接する農用地)



2 対象となる農用地

下記に該当する農振農用地内及び地域計画区域内（第6期対策で追加）の1ha以上の一団の農用地

(1) 急傾斜農用地（田 1/20以上、畑、草地等 15度以上）



(2) 緩傾斜農用地（田 1/100以上、畑、草地等 8度以上）



(3) 自然条件により小区画・不整形な田

(4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

(5) 傾斜地と同等の条件不利地として知事が定める基準に該当する農用地

3 交付対象者

- 集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結して、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4 対象行為

- 農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価：必須）

- ・耕作放棄の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動など農業生産活動
- ・多面的機能を増進する活動
- ・集落マスタープラン(集落の将来像)の作成

+

- 活動を継続するための体制を整備するための前向きな取組

- ・ネットワーク化活動計画の作成（体制整備単価：任意）

5 対象となる活動・交付単価

基礎単価の活動とは…

- 農業生産活動等に取り組むこと（農業における基幹作業）
 - ・ 耕作放棄の発生防止活動 ・ 水路・農道等の管理活動
- 多面的機能を増進する活動（1つ以上）
 - ・ 周辺林地の下草刈り ・ 景観作物の作付け など
- 集落マスタープラン（集落の将来像）の作成



地目	傾斜区分	10a 当たり単価（円）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

5 対象となる活動・交付単価

体制整備単価の活動とは…

◇「ネットワーク化活動計画」の作成（第6期対策より）

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

1 集落協定書に対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話し合い

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定においてネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

地目	傾斜区分	10a 当たり単価（円）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

6 加算措置

(1) 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、
棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

※体制整備単価の集落協定のみ対象

加算額 (10a当 たり)	急傾斜地	超急傾斜 地
田	10,000 円	14,000 円
畑		

◆対象農地

認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全
を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田
であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

◆目標設定

ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

※ア～ウ 各々に定量的な目標を1つ以上、定める必要がある。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

6 加算措置

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

◆対象農地

超急傾斜地
(田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜)
※基礎単価協定でも取組可能

加算額
(10a 当
たり)

6,000円
(地目にかかわらず)

◆目標設定

農用地の保全、農産物の販売促進などに取り組む場合、加算

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動

又は



土壌流出防止

又は

既に地域で取り
組んでいる活動が
あれば、それが加
算の対象活動にな
ります。

既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

又は

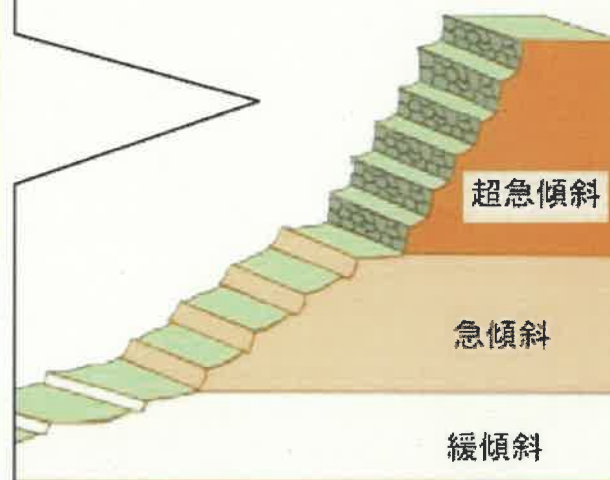


景観作り

又は

既に地域で取り
組んでいる活動が
あれば、それが加
算の対象活動にな
ります。

既存の活動



6 加算措置

(3) ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

※体制整備単価の集落協定が対象

○下記 ア又はイのいずれかを満たす集落協定の農用地

ア 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は

第6期対策期間中に20ha以上の統合を新たに行った集落協定

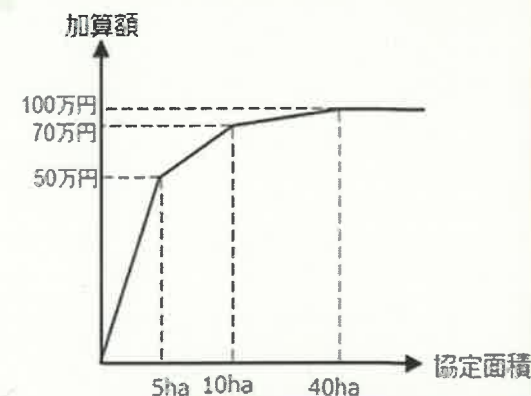
イ 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、

2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定

（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

加算額 (10a 当たり)	10,000円/10a（～5ha部分）、 4,000円/10a（5～10ha部分）、 1,000円/10a（10～40ha部分） （地目にかかわらず） ※40ha以上部分は単価適用なし
------------------	--

○協定面積と加算額のイメージ図



◆目標設定（要件）

- ・定量的に一つ以上定める。

例) 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円まで増加させる

例) 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる

6 加算措置

(4) スマート農業加算



スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

※体制整備単価の集落協定が対象

加算額 (10 a 当たり)	5,000円 (地目にかかわらず)
-------------------	----------------------

◆目標設定（要件）

- ・ 定量的な目標を1つ以上定める。

例1) ドローン防除の活用による防除作業時間の短縮

例2) リモコン式自走式草刈機の導入による除草時間の短縮

[対象活動の例]

○ドローンによる播種・防除・農薬散布

○リモコン式自走式草刈機による除草 ○水管理システムや鳥獣捕獲機の導入 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入



水位センサー

7 交付金の使途

○交付金の使い道は大きく2つに分けられる。

①個人配分

- ・ 協定農用地を管理している構成員に支払われる所得補償として配分すること。
- ・ 交付金を個人配分している多くの組織では、各構成員の管理している面積に応じて個人配分が支払われている。

②共同取組活動分：集落内で共同活動に係る経費に活用。

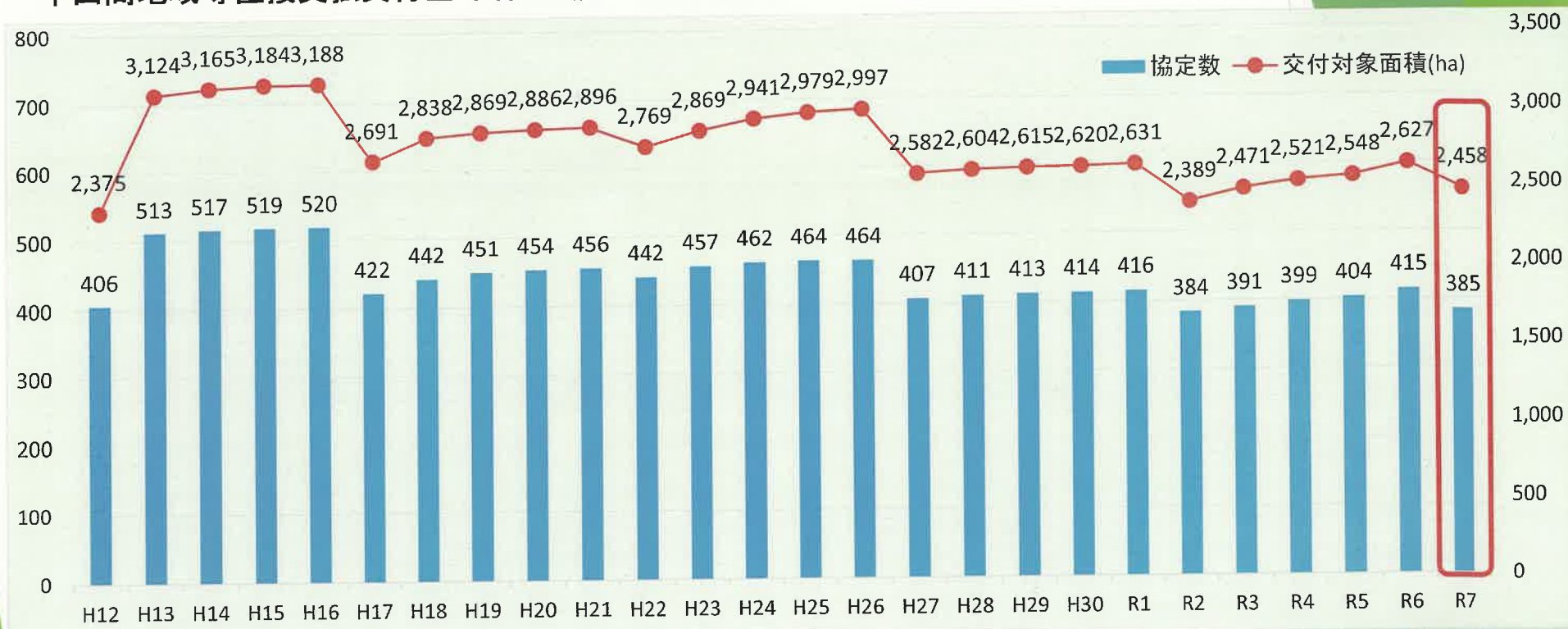
- ・ 組織内で事務や会計に取り組む人への報償費
- ・ 共同活動に参加した人への日当
- ・ 鳥獣害防止柵の資材代金 ・ 共同機械購入用の積立

★あらかじめ協定書に明記すれば、幅広い用途に使用可能。 **(※集落全体での合意が前提。)**

○令和7年度 中山間地域等直接支払事業の実績

1 組織数、取組面積等の推移

中山間地域等直接支払交付金 交付面積・組織数推移



- 各期の初年度においては、交付対象面積、組織数が前期の最終年度から大きく落ち込む傾向にある。
- 令和7年度においても、6期対策の初年度目ということで交付面積・組織数ともに前年比169ha減、30組織減となっている。

2 交付金等について

(1) 実施市町及び協定数

- 制度実施は12市町
- 集落協定数：384協定
(前年度比：30協定減)
- 交付単価別協定数は、
基礎単価協定：256 (66.7%)
(前年度比：4協定減)
体制整備単価協定：128 (33.3%)
(前年度比：26協定減)
- 個別協定数：1協定 (坂出市)

※個別協定は、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定。

市町名	集落協定数			
	集落協定数計	うち基礎単価協定	うち体制整備単価協定	体制整備単価協定率
高松市	45	35	10	22.2%
坂出市	6	6	0	0.0%
観音寺市	7	5	2	28.6%
さぬき市	29	5	24	82.8%
東かがわ市	62	52	10	16.1%
三豊市	107	76	31	29.0%
土庄町	4	4	0	0.0%
小豆島町	3	3	0	0.0%
三木町	8	5	3	37.5%
綾川町	59	38	21	35.6%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	53	27	26	49.1%
県計	384	256	128	33.3%

2 交付金等について

(2) 集落協定参加者数

参加者数 5,210人、うち農業者 4,991人

(前年度比：581人減　うち農業者666人減)

①参加者内訳

○集落協定参加者のうち農業者：**4,991人 (95.8%)**

(R6：5,791人　97.7%)

○一部の集落協定では、農業生産法人や生産組織、非農業者も参加している。

非農業者が**129人**

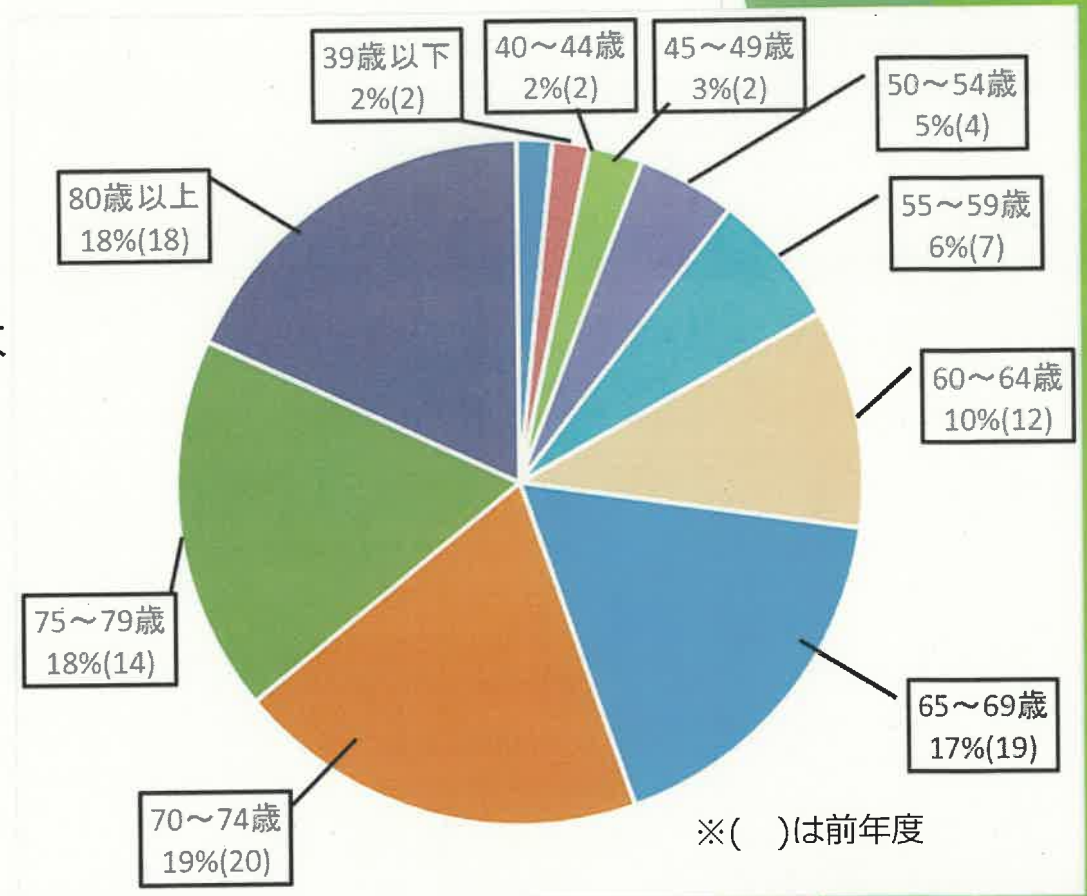
(前年比70人増)

市町名	協定参加者（集落協定）							
	協定参加者数計	農業者（人）	農業法人	農業生産組織	土地改良区	水利組合等	非農業者（人）	その他
高松市	588	578	4	0	0	0	6	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	59	57	2	0	0	0	0	0
観音寺市	110	110	0	0	0	0	0	0
さぬき市	312	287	1	0	1	10	13	0
東かがわ市	794	738	25	2	0	1	28	0
三豊市	1515	1446	22	0	0	1	45	1
土庄町	64	61	0	0	0	0	3	0
小豆島町	70	67	2	0	0	0	1	0
三木町	131	121	2	5	0	0	3	0
綾川町	574	573	0	0	0	0	1	0
多度津町	30	24	0	0	0	1	5	0
まんのう町	963	929	10	0	0	0	24	0
県計	5,210	4,991	68	7	1	13	129	1

2 交付金等について

②参加者の年齢構成

- 集落協定参加者のうち、55%を70歳以上が占めている。
(前年比3%増)
特に75～79歳の割合が前年よりも4%増となっている。
(高齢化の進行が顕著)
- ごく一部の協定では、代表者の世代交代による若返りや、担い手が加入している組織もあるが、依然として高齢の構成員が主として活動する体制になっている。



2 交付金等について

(3) 交付対象面積 2,458ha (うち集落協定締結面積 : 2,449ha)
(前年度比 : 169ha減)

○交付単価別面積

- ・基礎単価 1,348ha (54.8%)
- ・体制整備単価1,110ha (45.2%)
- ・加算措置 311ha (前年度比 : 46ha増)

市町名	協定締結面積 (ha)									
	交付対象 面積計	うち基礎 単価面積	うち 体制整備 単価面積	体制整備 単価協定 面積率	加算 措置 面積	うち棚田地 域振興活動 加算	うち超急傾 斜農地保全 管理加算	うちネット ワーク化加 算	うちスマー ト農業加算	うち集落機 能強化加算 の経過措置
高松市	250	132	118	47%	37	0	11	0	26	0
坂出市	32	22	9	30%	0	0	0	0	0	0
観音寺市	55	35	20	37%	0	0	0	0	0	0
さぬき市	132	13	119	90%	17	6	2	0	9	0
東かがわ市	401	302	99	25%	10	0	0	0	10	0
三豊市	721	478	243	34%	66	0	0	0	66	0
土庄町	9	9	0	0%	0	0	0	0	0	0
小豆島町	18	18	0	0%	0	0	0	0	0	0
三木町	52	13	39	76%	34	13	4	0	17	0
綾川町	307	184	123	40%	36	0	0	27	8	0
多度津町	6	0	6	100%	0	0	0	0	0	0
まんのう町	476	142	333	70%	112	0	3	0	109	0
県計	2,457.8	1,347.6	1,110.2	45%	311.2	19	20	27	245	0

2 交付金等について

(4) 交付金額 3億6,218万円 (うち集落協定 3億6,021万円)
(前年度比：1,542万円減)

○12市町の集落協定に対し、3億6,218万円余を交付。

単位：千円

市町名	交付金額（集落協定）								
	交付金額計	うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	(参考)	うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うちネットワーク化加算	うちスマート農業加算	うち集落機能強化加算の経過措置
				加算単価交付金額					
高松市	37,284	18,297	18,987	1,976	0	656	0	1,320	0
坂出市	5,281	3,313	1,968	0	0	0	0	0	0
観音寺市	6,297	3,739	2,558	0	0	0	0	0	0
さぬき市	19,912	1,793	18,119	1,358	819	104	0	435	0
東かがわ市	39,295	28,027	11,267	506	0	0	0	506	0
三豊市	86,945	52,728	34,217	3,287	0	0	0	3,287	0
土庄町	1,190	1,190	0	0	0	0	0	0	0
小豆島町	1,762	1,762	0	0	0	0	0	0	0
三木町	10,897	2,131	8,766	2,525	1,427	257	0	841	0
綾川町	59,299	31,091	28,208	2,589	0	0	2,169	419	0
多度津町	799	0	799	0	0	0	0	0	0
まんのう町	93,221	21,457	71,763	4,800	0	173	0	4,627	0
県計	362,181	165,528	196,652	17,040	2,247	1,189	2,169	11,435	0

3 集落協定の取組状況

(1) 交付金の使途

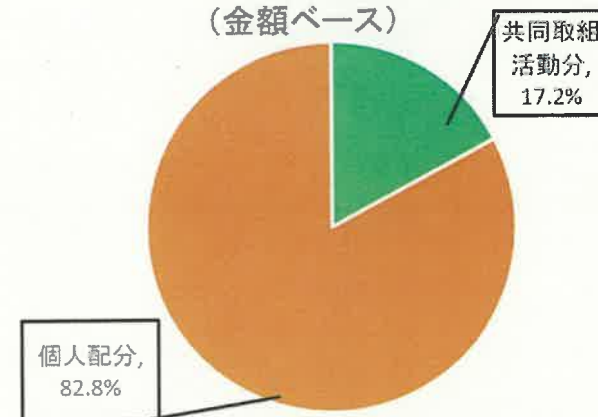
交付金の17.2%を共同取組活動に活用

- 交付金（3億6,218万円）のうち、
 - ・ 共同取組活動 17.2%（R6：18.6%）
 - ・ 個人配分 82.8%（R6：81.4%）
- 共同取組活動への配分に占める
積立比率 25.9%（R6：19.0%）

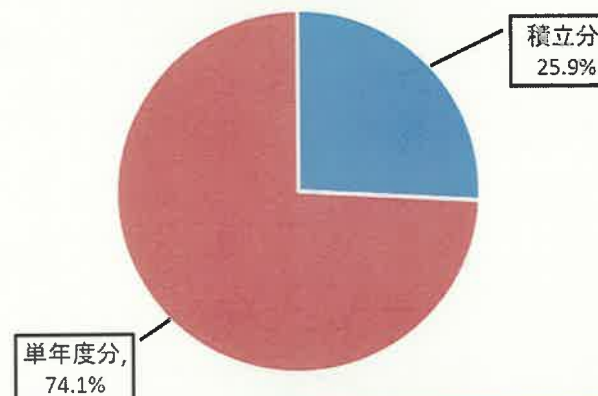
〔参考〕

- 1 協定あたりの平均参加者数 13.6人
 - 1 協定あたりの交付面積 6.4ha
 - 1 協定あたりの交付金額 94.3万円
- 参加者1人あたり交付金額 6.9万円

R7年度交付金の配分
（金額ベース）



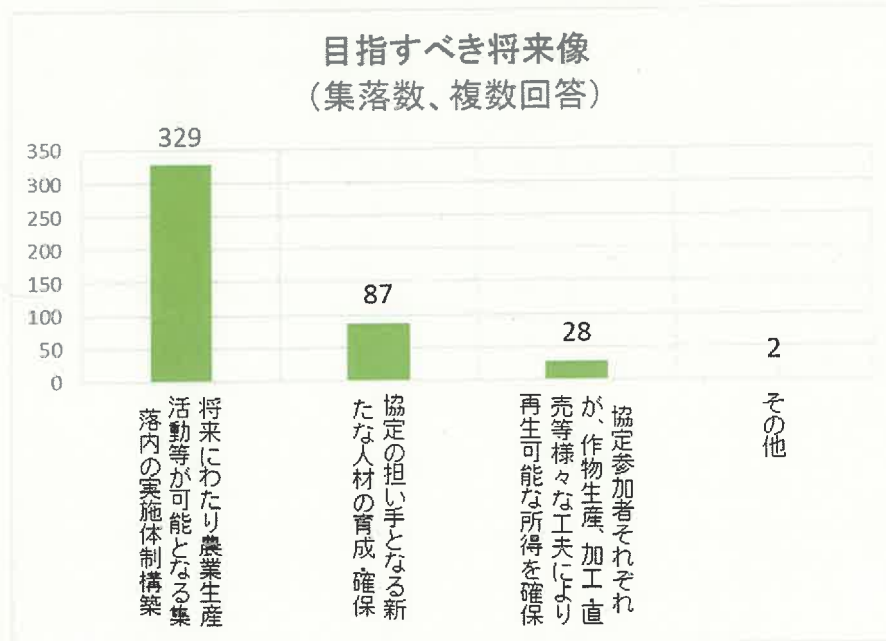
R7年度交付金の使用時期
（共同取組活動分、金額ベース）



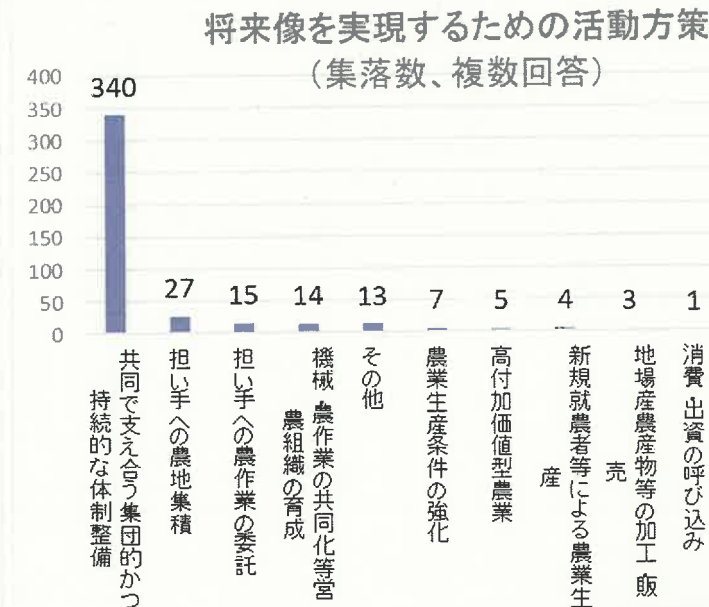
3 集落協定の取組状況

(2) 集落マスタープランの内容

- 集落の目指すべき将来像は
- ・「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が329 (85.7%)で最多
 - ・「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が87 (22.7%)



- 将来像を実現するための活動方策は
- ・「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が340 (88.5%)で最多



3 集落協定の取組状況

(3) 農業生産活動等の実施

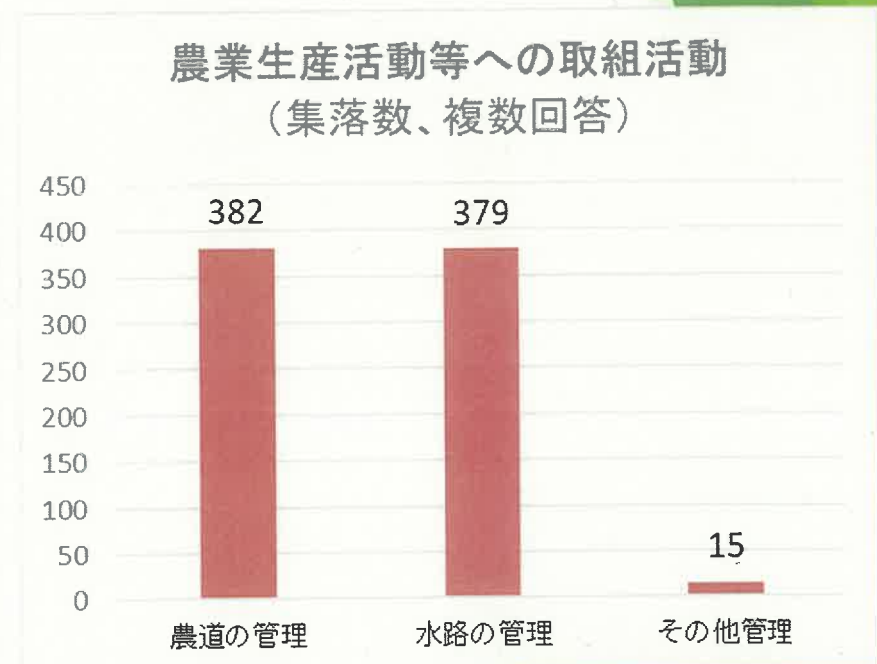
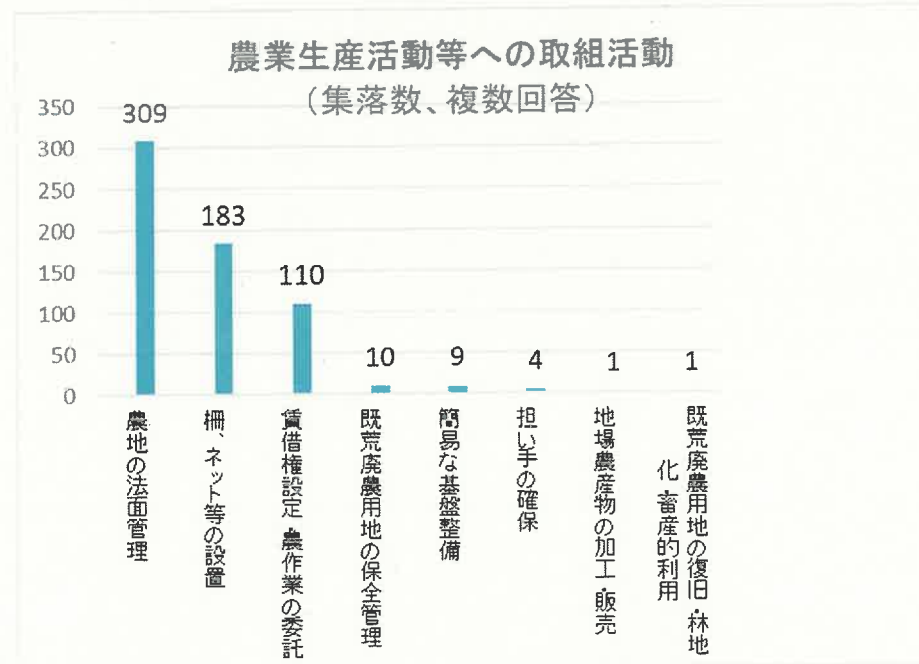
協定の80%が「農地の法面管理」に取り組む

○耕作放棄の防止等の活動への取組

- ・「農地の法面管理」 309 (80.4%)
- ・「柵・ネット等の設置」 183 (47.7%)
- ・「賃借権設定・農作業の委託」 110 (28.6%)

○ほぼ全ての集落で

- 「農道の管理」 (99.5%)
- 「水路の管理」 (98.7%)
- に取り組む



3 集落協定の取組状況

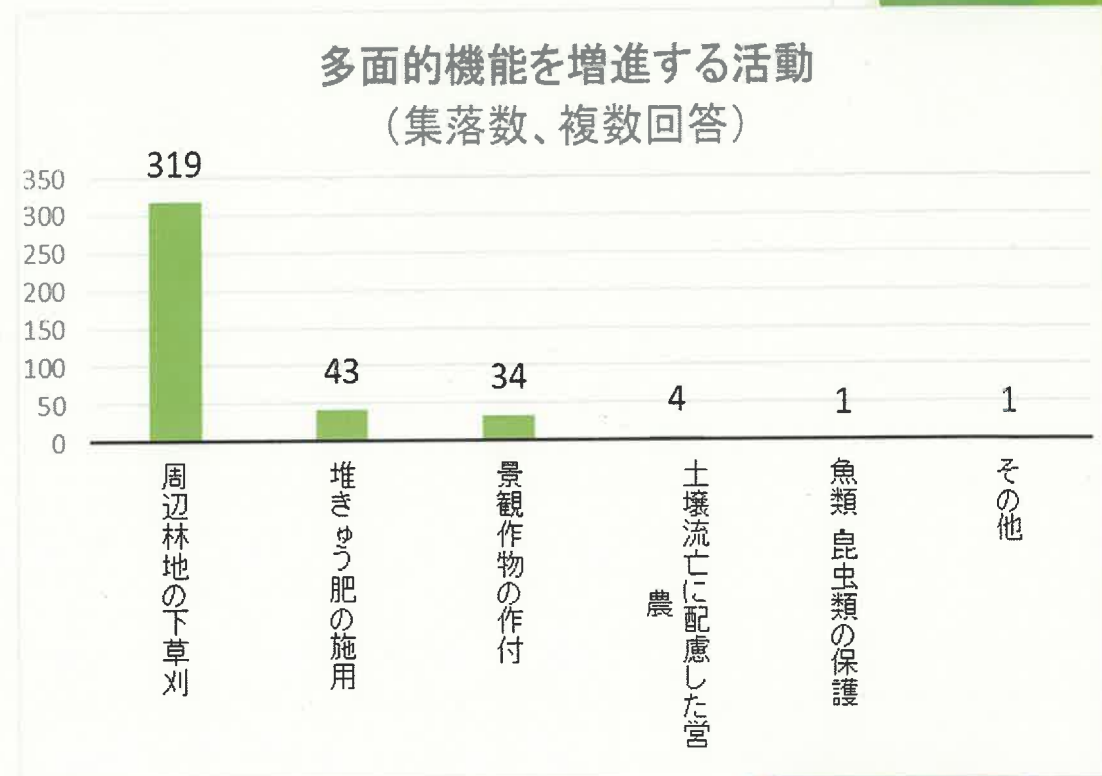
(4) 多面的機能を増進する活動への取り組み
83%の協定が「周辺林地の下草刈」に取り組む

○多面的機能を増進する活動

- ・「周辺林地の下草刈」
319 (83.1%)
- ・「堆きゅう肥の施用」
43 (11.2%)
- ・「景観作物の作付」
34 (8.9%)



注；AIによる作成画像です



3 集落協定の取組状況

(5) 共同取組活動費の使途

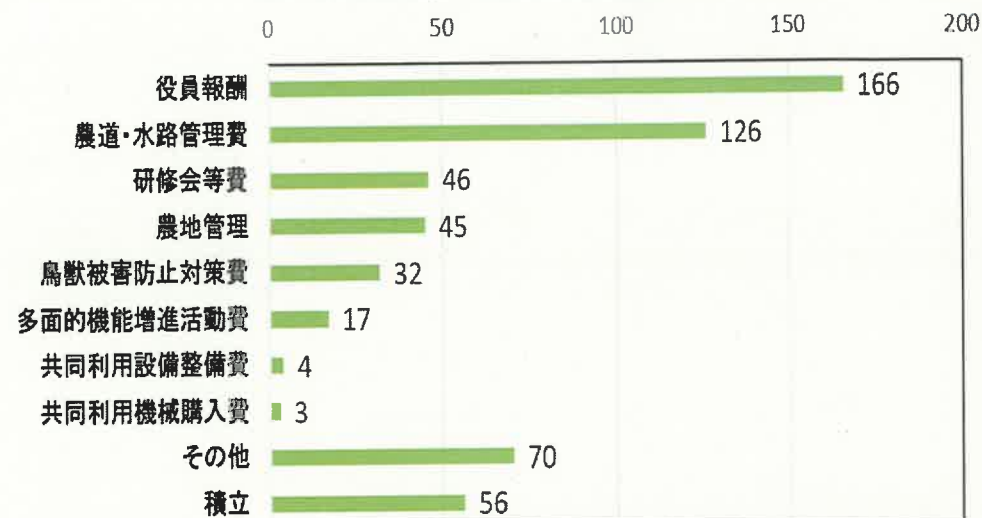
○協定による交付金の使途

- ・役員報酬 166
(共同取組活動協定(238)の69.7%)
- ・道・水路管理 126 (同52.9%)
- ・研修会 46 (同19.3%)
- ・農地管理 45 (同18.9%)

○積立の使途

- ・「道・水路・農地の整備」
用水路や農道の補修に係る費用
- ・「共同利用機械の購入」
田植機、チップターの購入費用
- ・土地改良事業等の地元負担金
ため池工事やパイプライン敷設事業の地元負担

交付金の使途(共同取組活動)



○県の実績

- 1 既存組織の活動継続に向けた推進
- 2 新規組織設立に向けた推進
- 3 他事業の会合を活用した制度説明



1 既存組織の活動継続に向けた推進

(1) 活動継続に向けての推進

- ・協定数の多い市町ごとに制度説明会を開催し、制度の改正点や取り組む際の注意事項について説明
- ・ネットワーク化活動計画作成による協定の広域化、他組織や非農業者との活動連携について推進



綾川町での制度説明会（令和7年5月）

市町・関係機関向けに550余配布（農水省作成）

2 新規組織設立に向けた推進

(2) 既存の制度対象地域への周知

- ・ 第6期対策の制度概要を記載した周知チラシを作成し、
J A香川県の広報誌「きらり」の折り込みとして、県内
中山間地域の農業者へ広く制度周知を実施

中山間地域で農業に取り組む皆様へ

**中山間地域等直接支払制度に
取り組みましょう!**

中山間地域での農業生産は、水やりや肥料を担ぎ、農機具の修理や農産物の運搬など、大変な労力とコストがかかります。中山間地域等直接支払制度は、中山間地域に生じる農業生産の不利を中山間地域で生産される農業者が受け取る制度です。

中山間地域の農業に交付金を活用しませんか?

1 無償の仕組み
本県の中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。
・ 農業者が希望する農産物の生産に必要となる農機具・肥料・農薬の購入費に交付金を活用します。
・ 農機具・肥料・農薬の購入費に交付金を活用します。

2 対象地域
中山間地域
中山間地域等直接支払制度の対象地域は、中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

3 対象となる農産物
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

4 対象農産物
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

5 交付単価 (10a当たり)

農産物	交付単価 (10a当たり)
稲	10,000円
小麦	10,000円
大豆	10,000円
雑穀	10,000円
野菜	10,000円
果樹	10,000円
畜産	10,000円

6 取り組み活動
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

7 交付金の使途
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

8 加算措置
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

お問い合わせ先
中山間地域に生産者の希望する農産物を生産する農業者に対し、無償で交付金を交付します。

県内中山間地域の農業者に向け66,000部を作成・配布

3 他事業の会合を活用した制度説明

県内のふるさと水と土指導員や中山間地域で活動している組織の代表者を対象に、中山間地域等直接支払制度の制度概要、事業PRについて情報提供を行った。



ふるさと水と土保全対策事業意見交換会にて
(令和7年12月)



◎ 次年度に向けた課題

1 協定組織及び協定面積の拡大

	R6	R7	R7 - R6
協定組織数	415	385	30減
協定面積(ha)	2,627	2,458	169減

2 体制整備単価（ネットワーク化活動計画）への取組

3 加算措置への取組



ネットワーク化加算 4 協定
(4/384)

スマート農業加算 29 協定
(29/384)

6 期対策移行時の体制整備単価協定数の推移

